

令和2年4月20日

研究活動における調査報告（概要）

1 経緯・概要

平成30年3月25日、匿名によるメールが本学の複数の教授等に送られてきた。本メールは、匿名である上、研究の不正行為とする合理的理由が示されておらず、また、公益通報窓口を送られてきたものではないが、事案の重要性に鑑み記載内容について確認する必要がある。部局において、記載内容の真偽を確認し、平成30年4月27日に学長に報告した。この報告を受け、引き続き詳細な調査の必要性があると判断し、同日、本匿名メールを「徳島大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規則」（以下、「規則」という。）第8条に基づく告発として受理し、予備調査を実施し、その結果を受けて、平成30年5月23日、学長は、規則第12条第1項に基づき、本調査を開始することを決定した。

2 調査

(1) 調査体制

ア) 調査委員会 5名（学内者2名、学外者3名）

佐々木 卓也（委員長） 理事（研究担当）・副学長

河野 文昭 大学院口腔科学教育部長（平成31年3月31日まで）

宮本 洋二 大学院口腔科学教育部長（平成31年4月1日から）

泉 啓介（※） 徳島文理大学保健福祉学部看護学科 教授

岡本 哲治（※） 広島大学大学院医歯薬保健学研究科 教授

森 晋介（※） 森法律事務所 弁護士

（※）は、学外委員を示す。

イ) 専門委員会（学内者3名）

(2) 調査内容

ア) 対象者：告発対象論文の著者（責任著者、筆頭著者、共著者）

イ) 対象論文：告発対象論文1報

(3) 調査期間

平成30年7月22日～令和元年12月24日（調査委員会10回、専門委員会3回）

(4) 調査方法・手順

ア) 関係資料による調査：当該研究活動に係る論文、実験ノート、生データ、事業計画書、研究実績報告書他

イ) 調査対象者への聞き取り調査：論文著者への面談及び書面による聞き取り

ウ) 対象経費の調査：告発対象論文に関係する研究活動で使用された実験材料等の購入履歴、納入業者への確認他

3 調査結果

調査の結果、告発対象論文1報について、次のとおり認定した。

(1) 不正行為の具体的な手法・内容

① 特定不正行為

- ・ねつ造：出所不明データの付け足し
- ・改ざん：実験データの不正な方法による解析

② 特定不正行為以外の不正行為（研究活動上の不適切な行為）

- ・不適切なオーサーシップ

(2) 不正行為に係る研究者

・ A教授

「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざん」及び「研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の甚だしい行為（不適切なオーサーシップ）」に關与した者と認定した。

・ B元大学院生

「故意による、ねつ造、改ざん」に關与した者と認定した。

(3) 判断理由

ア) 認定した事実

① 特定不正行為（ねつ造、改ざん）

告発対象論文について、論文の結論にとって都合が良いデータを選択して作成された図があることと、出所不明のデータを付け加えることにより、複数の不正な図（改ざん及びねつ造が行われた図、改ざんが行われた図）が掲載されたことを確認し、特定不正行為（ねつ造、改ざん）が行われたことを認定した。

② 特定不正行為以外の不正行為（不適切なオーサーシップ）

告発対象論文において、論文の作成にほとんど関わっていない者を共著者として記載し、論文を投稿するに当たり、共著者全員に了解を得ないまま手続きを行い、受理されてから連絡するなどの行為を確認し、これは不適切なオーサーシップに当たると認定した。

イ) 認定の理由

① A教授（責任著者）

特定不正行為

- ・本件研究が行われた研究室の主宰者であり、B元大学院生の指導教員であった。
- ・B元大学院生に対して、実験の方法や実験データの解析等に係る基本的事項を含む研究全般について、十分な指導をしていなかった。
- ・研究成果を発表するにあたっては、自らが用いる実験データが科学的に適正な方法と手続でなされたものであることを確認すべきであるが、それができていなかった。
- ・筆頭著者であるB元大学院生の作成したグラフや図を用いながら、本件論文のほぼすべてを自ら執筆した。
- ・B元大学院生が行った実験は、相当期間、多数回に渡ってA教授の仮説と異なる結果を

示しており、このことをA教授自身も十分に認識していた。

- ・設定した締切りが近づいた時期になって、突如、B元大学院生がそれまでの実験結果と異なる実験データを提示したことについては、実験結果全体の信用性について特に慎重な検証を要すると感じるのが当然の状況にあった。
- ・生データや実験・観察ノートを提示させ、それらを確認することを一切していなかった。
- ・提示された実験データに再現性があるものかどうかといった事柄すら把握しておらず、後日、それらの検証を可能とするデータや資料なども保管していなかった。

これらを総合的に判断し、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、不正に作成された図を利用して論文を執筆したことは、A教授自らが研究結果等をねつ造、改ざんしたものであることと何ら変わりがなく、特定不正行為に該当すると認定した。

特定不正行為以外の不正行為（研究活動上の不適切な行為）

- ・責任著者でありながら、論文の作成にほとんど関わっていない者を共著者として記載し、論文を投稿するに当たり、共著者全員の了承を得ないまま投稿手続きを行い、受理されてから連絡した。

以上の行為は、特定不正行為以外の不正行為として不適切なオーサiershipに該当すると認定した。

② B元大学院生（筆頭著者）

- ・複数の図において、データの恣意的な取捨選択や出所不明のデータの付加を行っていた。
- ・論文に掲載された実験を実際に担当し、A教授の求める実験データを得ようとしていた。
- ・A教授から適切なデータの取扱い、解析方法及び研究倫理について指導されていなかったことによる知識不足のため、独自の誤った方法で論文に記載する図を作成していた。
- ・A教授から学位取得についてプレッシャーをかけられ、A教授の意図した実験データを厳しく要求し続けられていた。
- ・A教授や研究室の指導者への相談等が十分に行えていなかった。
- ・実験データから選択した過程を容易に追跡できる資料を保存していた。

以上のことから、B元大学院生がねつ造、改ざんを積極的に行う意思が乏しかったとはいえ、この行為は故意に研究結果等をねつ造、改ざんしたものとして、特定不正行為に該当すると認定した。

(4) 不服申立ての概要、再調査結果

被告発者（A教授）及び被告発者（B元大学院生）から不服申立てがあった。調査委員会で審査を行った結果、両者の不服申立てについて調査報告書の認定結果を覆すものではないため再調査を不要と判断した。

(5) 認定した不正行為に直接関連する経費の支出について

特定不正行為が認められた論文に係る研究活動に関連する研究資金は、外部資金1件であり、認定した不正行為に直接関連する経費の支出については、論文の英文校正料と研究成果

を報告するための旅費があった。

4 本学が行った措置

(1) 競争的資金等の執行停止等の措置

認定した不正行為に直接関連する経費については、資金配分機関の方針に従い、返還を行う予定である。

(2) 関係者の処分について

A教授について

調査委員会から調査報告書を受け、国立大学法人徳島大学職員就業規則に則り、厳正に審査する。

B元大学院生について

不正認定論文は、学位の取得要件に関わることから、教授会で学位取消しについて審議の上、令和2年3月13日に学位の授与を取り消した。

(3) 掲載誌への対応について

不正認定論文が既に取り下げられているため取り下げ勧告はせず、ジャーナルに特定不正行為の内容を通知する。

5 発生要因及び再発防止策

(1) 発生要因

この事案は、平成26年に発表された論文に係る問題であり、当時、徳島大学は、旧ガイドラインのもとに、不正防止計画、規則、徳島大学行動規範（平成18年9月制定）を整備していたが、研究倫理教育の指導は基本的に指導教員に委ねられていた。

B元大学院生は、研究活動を行うなかで複数の要因が重なり、特定不正行為（ねつ造、改ざん）となる図を作成するに至っている。

A教授は、当該論文の責任著者、研究室の主宰者及び指導教員として、研究全般を総括する立場にあるものの、具体的な指導は他の教員に任せ、結果のみの報告を受けて進捗を把握するという進め方になっていた。また、データや解析方法の確認を一切行わず、論文の作成にほとんど関わっていない者を共著者として記載したうえで、論文の投稿先を決めて投稿した。これらは、大学院生の指導教員としての役割の認識不足、オーサーシップへの理解不足並びに研究成果について多角的、客観的な検討や確認をする機会を設けなかったことによるものであり、A教授が自らの論文の結論に沿う図を取捨選択した上で論文を執筆すること並びにB元大学院生による不正行為を防げなかった要因である。

(2) 再発防止策

- ・自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努める徳島大学は、平成31年4月に、研究指導の質の向上や研究不正の防止をすることを目的に、複数教員制を主軸とする「徳島大学大学院研究指導ガイドライン」を策定し実施している。

このガイドラインに基づき、研究不正を防止するため研究指導上の問題、具体的には研究データの取り扱い、データや資料などの保管等について、副指導教員が主指導教員とは別の視点から指導を行い、基本的な事項の確認も含め、より幅広い研究指導の支援を行うことにより、各部局において研究の進め方等についてのチェック体制を整えているが、更

に今回の事案のポイントを周知し、取り組みを徹底していく。また、論文作成とは関係なく教育研究活動が円滑に行えるように指導・助言を行う客観的な立場のアドバイザー教員を配置することにより、指導者への相談が十分に行えないなど、孤立している学生に対しても、最低でも半年に1回の連絡を取り、教育研究活動が円滑に行えるように指導・助言を行える体制を加速する。特に、本事案の該当の部局については、本制度の実施を徹底させるため、総括責任者（理事（研究担当）・副学長）への実施状況の報告を求める。

- 今回の特定不正行為は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」制定以前に行われたものではあるが、今後、同様な事案が起こることのないよう、大学に所属する全ての研究者に対する研究者倫理のより一層の徹底を行うとともに、研究者を目指す大学院学生や学部生に対する研究倫理教育の徹底を図る。